低未利用土地等の譲渡に係る税制特例措置に係る手続きフロー図

（例：宅建業者を介した取引の場合）

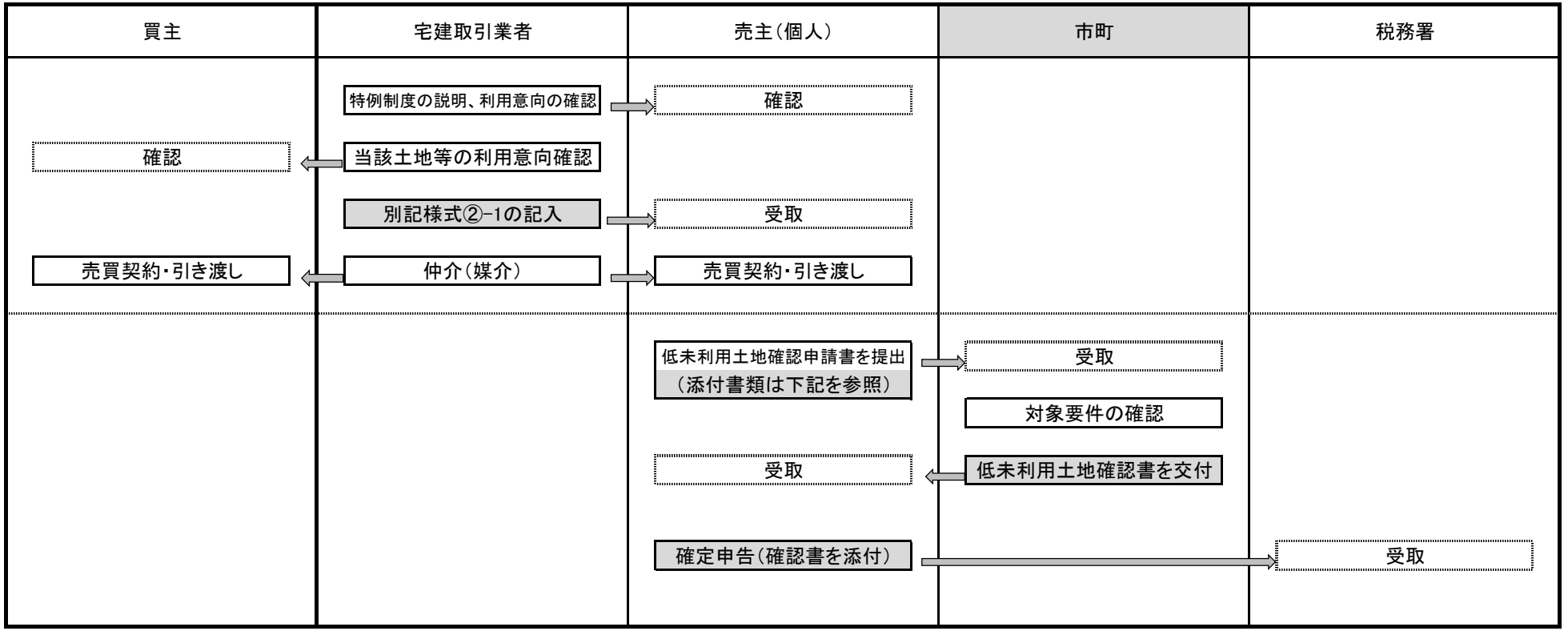

※令和2年7月1日から令和10年12月31日までに行われた低未利用土地等の譲渡に限る

★提出する書類

1. 低未利用土地確認申請書（別記様式①-1）
2. 売買契約書の写し
3. 空き地・空き家であることを確認できる書類
   ①おうちナビへの登録が確認できる書類（市で発行可）
   ②宅建取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告
   ③電気、水道、又はガスの使用中止日が確認できる書類（中止日が売買契約よりも1か月以上前であるものに限る）
   （…支払証明書、料金請求書、領収書、通帳の写しまたはクレジットカードの利用明細（最終引き落とし日が分かるもの）等）
   ④その他空き地・空き家であることを確認できる書類（様式①-2など）
4. 別記様式②-1（宅建取引業者を介した場合）又は②-2（個人同士の譲渡の場合）
5. 申請をする土地もしくは建物の全部事項証明書